報告第16号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第19号

専　決　処　分　書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年10月２日

幕別町長　飯田　晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

１　理由

令和８年８月10日午前10時20分頃、町道美川駒畠線において、相手方が運転する車両が北進していたところ、排泥桝を通過した際に蓋が跳ね上り、左後輪タイヤに巻き込まれたことにより、タイヤ及びタイヤ周辺等を損傷する物的損害が生じたことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

２　損害賠償額

７８１，６３８円

3　損害賠償の相手方

幕別町在住の男性